

SMBC China Business Information

三井住友銀行
中国業務推進部

個人の外貨管理強化について

2006年12月25日付にて《個人外貨管理弁法》が公布され、2007年2月1日より施行されていますが、本弁法実施に当たっての詳細を規定した《個人外貨管理弁法実施細則》が2007年1月5日付で公布されました。本弁法では、外国人は「国外個人」の規定に該当しますが、個人の外貨管理も強化されている内容となっています。

以下、《個人外貨管理弁法実施細則》の概要をご説明します。

1. 年度総額管理の実施

個人の外貨人民元転及び外貨購入に関して、年度総額管理を実施することになりました。年度総額は5万米ドル相当額となっています。年度総額を超過する場合の取扱については次のようになります。

< 経常性項目の取扱 >

(1) 年度総額を超過する場合の取扱については、以下の資料の提出して所定の手続きを行う必要があります。

性質		必要書類
経常性	経営性	国内個人 本人の有効な身分証明書及び以下の証明資料 ・ 贈与: 公証を得た贈与協議書または契約書。 ・ 親族送金: 直系親族関係証明書または公証を得た扶養関係証明、国外給付人の関連する収入証明。 例: 銀行預金証明書、個人収入納税証明書など。 ・ 遺産相続収入: 遺産相続法律文書または公正証書。 ・ 保険金: 保険契約書及び保険経営機構の支払い証明書。 ・ 特許権使用及びライセンス収入: 支払い証明書、協議書または契約書。 ・ 法律、会計、コンサルタント及び公共関係サービス収入: 支払い証明書、協議書または契約書。 ・ 給与: 雇用契約書及び収入証明書。 ・ 国外投資収益: 国外投資外貨投資登記証明文書、利潤分配決議書、配当支払書またはその他の収益証明書。 ・ その他: 関連証明及び支払証明。
		国外個人 本人の有効な身分証明書及び以下の証明資料 ・ 家賃類支出: 家屋管理部門にて登記した家屋賃貸借契約書、発票または支払い通知。 ・ 生活消費類支出: 契約書または発票。

			<ul style="list-style-type: none"> 医療、学習支出:国内病院(学校)の費用徴収証明書。 その他:関連証明書及び支払証明。
	非経営性	国内個人	本人の有効な身分証明書及び取引額を示す関連証明資料
		国外個人	<p>① 合法的な人民元収入による外貨購入及び余剰人民元による外貨購入には以下の資料を必要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内で取得した経常項目の合法的な人民元収入は、本人の有効な身分証明書と取引額が記されている関連証明資料(税務証憑)をもって外貨購入手続きを行う。 <p>② 両替して未使用の人民元を外貨に再両替する場合は、本人の有効な身分証明書と両替証をもって手続きを行う。両替証の有効期間は両替日より24ヶ月である。¹</p>

(2) 国内個人の経常項目外貨の国外送金

金額に応じ以下のとおりとなります。

金額	必要資料
外貨預金口座内の外貨の国外送金で、当日の累計額が5万米ドル相当額以下	本人の有効な身分証明書をもって銀行で手続きを行う。
外貨預金口座内の外貨の国外送金で、当日の累計額が5万米ドル相当額以上	経常項目下の取引額が記入されている真実性のある証明書をもって手続きを行う。
手持ち外貨現金送金の当日累計額が1万米ドル以下	本人の有効な身分証明書をもって銀行で手続きを行う。
手持ち外貨現金送金の当日累計額が1万米ドル以上	経常項目下の取引額が記入されている真実性のある証明書、税関の押印のある《中華人民共和国税関入国旅客荷物物品申告票》または本人の預金銀行の外貨現金引き出し証をもって手続きを行う。

(3) 国外個人の経常項目外貨の国外送金

以下の通りに規定されています。

送金方法	必要書類
外貨預金口座内の外貨送金	本人の有効な身分証明書をもって手続きを行う。
手持ち外貨現金送金の当日累計額が1万米ドル相当額以下の場合	本人の有効な身分証明書をもって手続きを行う。
手持ち外貨現金送金の当日累計額が1万米ドル相当額以上の場合	税関の押印のある《中華人民共和国税関入国旅客荷物物品申告票》または本人の預金銀行の外貨現金引き出し証をもって手続きを行う。

¹ 当日の両替累計額が500米ドル相当額以下及び出国前の国内税関外の場所での当日の両替累計額が1000米ドル相当額以下の場合、本人の有効な身分証明書をもって手続きを行うことができる。

<資本性項目の取扱>

国内個人の対外直接投資は国家関連規定に従って手続きを行わなければならない。必要な外貨は所在地の外貨局の認可を得た後、外貨購入または自己保有外貨の送金を行うことができるが、必要な国外投資外貨登記手続きを行わなければならない。詳細は、本実施細則第三章に規定されています。

2. 個人外貨口座及び外貨現金管理

(1) 外貨口座の種類

外貨口座の種類としては、国内個人によるものと国外個人によるものとに分かれています。

口座種類	性質
外貨決済口座	個人の対外貿易経営者、個人経営の商工業者が規定に従い開設する経常項目下の経営性外貨収支を取り扱う口座。
外貨預金口座	個人が銀行で外貨預金口座を開設するには、本人の有効な身分証明書を提示し、開設する口座名は本人の有効な身分証明書に記載されている名称と一致していなければならない。
資本項目口座	個人が外国投資者投資専用口座、特殊目的会社専用口座及び投資合併買収専用口座など資本項目外貨口座開設及び口座内資金の国内振替、国外送金は外貨局の認可を経なければならない。

このほか、

- ・ 本人口座間の資金振替は、有効な身分証明書をもって手続きを行う。
- ・ 個人と直系親族口座間の資金振替は、双方の有効な身分証明書、直系親族証明書をもって手続きを行う。
- ・ 国内個人と国外個人口座間の資金振替は、クロスボーダー取引に従い管理する。

(2) 外貨現金管理

外貨現金の取扱については、金額に応じて以下の通り規定されています。

金額	手続き方法
個人の外貨現金引き出しの当日累計額が 1 万米ドル以下	銀行で直接手続きすることが可能。
個人の外貨現金引き出しの当日累計額が 1 万米ドル以上	本人の有効な身分証明書と、現金引き出し用途証明などの資料を銀行所在地の外貨局に事前届出を行う。
当日の外貨預金口座への外貨現金預入累計額が 5,000 米ドル相当額以下	銀行で直接手続きすることが可能。
当日の外貨預金口座への外貨現金預入累計額が 5,000 米ドル相当額以上	本人の有効な身分証明書、税関の押印のある《中華人民共和国税関入国旅客荷物物品申告票》または、本人の預金銀行の外貨現金引き出し証をもって銀行で手続きを行う。

以上

【本件に関するご照会先】

日本総合研究所

研究事業本部 海外事業・戦略クラスター

平田 Tel: 03-3288-5273 E-Mail:hirata.takashi@jri.co.jp

日綜(上海)投資諮詢有限公司

副總經理 吳明憲 Tel: 86-21-6841-3368 E-Mail:meiken@jris.com.cn

1. 税制、法律等は中国当局により変更されることがありますので、ご参考としてご利用ください。
2. 本資料は、当社が入手し得る資料及び一般に信頼できると思われる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
3. 本資料は、情報の提供を目的として作成されたものであり、法令、税務、会計に関する助言を含むものではありません。法令、税務、会計に関する案件につきましては、各専門家にご相談ください。

《個人外貨管理弁法実施細則》

二〇〇七年一月五日

第一章 総則

- 第一条 銀行及び個人の外貨業務操作を制度化し、便宜を図るために《個人外貨管理弁法》に基づき、本細則を制定する。
- 第二条 個人人民元転及び個人外貨購入に対し、年度総額管理を行う。年度総額は一人当たり毎年5万米ドル相当額とする。国家外貨管理局は国際収支状況によって年度総額の調整を行うことができる。
- 個人年度総額内での人民元転及び外貨購入は、本人の有効な身分証明書をもって銀行で手続きを行う。年度総額を超える場合は、経常項目下では本細則第10条、11条、12条に従って手続きを行い、資本項目下では本細則「資本項目の個人外貨管理」関連規定に従って手続きを行う。
- 第三条 個人が購入した外貨は国外に送金したり、本人の外貨預金口座に振り込みすることができる。また、関連規定に従って国外へ持ち出しすることもできる。
- 第四条 個人年度総額内での外貨購入、人民元転は、その直系親族に委託して手続きを行うことができる。年度総額を超える場合の外貨購入、人民元転及び国外個人の人民元転は、本細則の規定に従って、関連証明資料をもって他者に手続きを委託することができる。
- 第五条 個人の手持ち外貨現金の持ち込み、持ち出しは、国家関連管理規定を遵守しなければならない。
- 第六条 各外貨指定銀行(以下銀行とする)は、本細則の規定に従い、個人の外貨業務に対し正しい審査承認を行い、取引の偽造や変造を行ってはならない。
- 銀行は、個人外貨買取・売渡管理情報システム(以下個人外貨買取・売渡システムとする)を通じ、個人の外貨購入や決済業務を行い、真実、正確、完全に関連情報を入力する。
- 第七条 国家外貨管理局及びその分支機構(以下外貨局とする)は個人の外貨業務に対する統計、監視、管理、検査実施に責任を負う。

第二章 経常項目個人外貨管理

- 第八条 個人経常項目下の外貨収支は経営性外貨収支と非経営性外貨収支に分ける。
- 第九条 個人の経常項目下の経営性外貨収支は以下の規定に従い処理される。
- (1) 個人の対外貿易経営者が対外貿易のための外貨購入・売却を行う際、外為決済を行う際には本人の外貨決済口座を通じて行わなければならない。その際の外貨収支、輸出入消しこみ(進出口核銷)、国際収支申告は機構毎に管理する。
- 個人対外輸出経営者とは、法に従い工商登記またはその他の業務従事手続きを行い、個体工商営業許可証またはその他の業務従事証明を取得し、かつ国务院商務主管部門の規定に従い備案登記を行った上で、対外貿易経営権を取得し対外貿易経済活動に従事する個人を指

す。

- (2) 個人経営の商工業者が対外貿易経営権を有する企業に委託して輸入を行う場合、本人はその代理企業と締結した輸入代理契約または協議書に基づいて外貨を購入し、その購入した外貨は本人の外貨決済口座を通じて直接代理企業の経常項目外貨口座に振り込む。

個人経営の商工業者が対外貿易経営権を有する企業に委託して輸出を行う場合、本人の外貨決済口座を通じて外貨回収、人民元転を行うことができる。人民元転は代理企業と締結した輸出代理契約または協議書、代理企業の輸出貨物報関単をもって手続きを行う。代理企業は個人経営の商工業者の入金通知を照合の証明とすることができる。

- (3) 国外個人の旅行購買貿易項目下の人民元転は、本人の有効な身分証明書及び個人購買報関単をもって手続きを行う。

第十条 国内個人の経常項目下での非経営性の人民元転が年度総額を超える場合は、本人の有効な身分証明書及び以下の証明資料をもって銀行で手続きを行う。

- (1) 贈与: 公証を得た贈与協議書または契約書。贈与は国家规定に適合していなければならない。
- (2) 親族送金: 直系親族関係証明書または公証を得た扶養関係証明、国外給付人の関連収入証明。
例: 銀行預金証明、個人収入納税証明など。
- (3) 遺産相続収入: 遺産相続法律文書または公正証書。
- (4) 保険金: 保険契約及び保険経営機構の支払い証明。外貨保険加入は国家规定に適合していなければならない。
- (5) 特許権使用及びライセンス収入: 支払証明、協議書または契約書。
- (6) 法律、会計、コンサルタント及び公共機関サービス収入: 支払い証明、協議書または契約書。
- (7) 給与: 雇用契約書及び収入証明書。
- (8) 国外投資収益: 国外投資外貨登記証明文書、利潤分配決議、配当支払書またはその他の収益証明。
- (9) その他: 関連証明および支払い証明。

第十一条 国外個人の経常項目下での非経営性の人民元転が年度総額を超える場合は、本人の有効な身分証明書及び以下の証明資料をもって銀行で手続きをおこなう。

- (1) 家賃類支出: 家屋管理部門にて登記した家屋賃貸借契約書、発票または支払通知書。
- (2) 生活消費類支出: 契約書または発票。
- (3) 医療、学習支出: 国内病院(学校)の費用徴収証明書。
- (4) その他: 関連証明および支払い証明。

上記の1回の人民元転額が5万米ドル以上の場合は、人民元転で得る人民元資金を直接取引のある相手方の国内人民元口座に振り込まなければならない。

第十二条 国内個人の経常項目下の非経営性外貨購入が年度総額を超える場合、本人の有効な身分証明書と取引額が記入されている関連証明資料をもって銀行で手続きを行う。

第十三条 国外個人の経常項目の合法的人民元収入による外貨購入及び未使用人民元の再両替は以下の規定に従い手続きを行う。

- (1) 国内で取得した経常項目の合法的人民元収入は、本人の有効な身分証明書と取引額が記入されている関連証明資料(税務証憑)をもって外貨購入手続きを行う。
- (2) 両替して未使用の人民元を外貨に再両替する場合は、本人の有効な身分証明書と両替証をもって手続きを行う。両替証の再両替有効期間は両替をおこなった日より24ヶ月である。当日の累

計両替額が500米ドル相当額以下及び出国前の国内税関外の場所での当日の累計両替額が1,000米ドル相当額以下の利用が得の場合、本人の有効な身分証明書をもって手続きを行うことができる。

第十四条 国内個人が外貨を送金し、国外の経常項目支出に充てる場合、以下の規定に従い手続きを行う。

外貨預金口座内外貨の国外送金の当日累計額が5万米ドル相当額以下の場合、本人の有効な身分証明書をもって銀行で手続きを行う。上述の金額を超える場合は、経常項目下の取引額が記入されている真実性のある証明をもって手続きを行う。

手持ち外貨現金送金の当日の累計額が1万米ドル相当額以下の場合、本人の有効な身分証明書をもって銀行で手続きを行う。上述の金額を超える場合は、経常項目下の取引額が記入されている真実性のある証明、税関の押印のある《中華人民共和国税関入国旅客荷物物品申告票》または本人の預金銀行の外貨現金引き出し証をもって手続きを行う。

第十五条 国外個人の経常項目下外貨を送金する場合、以下の規定に従って銀行で手続きを行う。

- (1) 外貨預金口座内の外貨送金は、本人の有効な身分証明書をもって手続きを行う。
- (2) 手持ち外貨現金送金の当日累計額が1万米ドル相当額以下の場合、本人の有効な身分証明書をもって手続きを行う。上述の金額を超える場合は、税関の押印のある《中華人民共和国税関入国旅客荷物物品申告票》または本人の預金銀行の外貨現金引き出し証をもって手続きを行う。

第三章 資本項目個人外貨管理

第十六条 国内個人の対外直接投資は国家関連規定に従って手続きをしなければならない。必要な外貨は所在地の外貨局の認可を得た後、外貨購入または自己保有外貨の送金をおこなうことができるが、さらに必要な国外投資外貨登記手続きをおこなわなければならない。

国内個人及び経済的利益関係により中国国内に習慣的に起居する国外個人は、国外で特殊な目的の会社を設立または支配し国内に還流投資する場合、その関連する外貨収支は《国家外貨管理局：国内居住者が国外特殊目的会社を通じた融資及び還流投資の外貨管理関連問題に関する通知》等の関連規定に従い手続きを行う。

第十七条 国内個人は外貨または人民元を使い、かつ銀行、ファンド管理会社など有資格国内機構投資者を通じて国外固定収益類、権益類の金融投資をおこなうことができる。

第十八条 国内個人が国外上場企業ストックオプションプラン、株式買受選択権プラン等に関係する外貨業務に参加する場合、所属する会社または国内機構を通じてまとめて外貨局に申請し認可取得手続きを行わなければならない。

国内個人のストックオプションプラン、株式買受選択権プランなどの株式及び配当所得などの外貨収入は、所属会社または国内代理機構が開設した国内専用外貨口座に振り込んだ後、人民元転することができる。また、職員個人の外貨預金口座に振り込むことができる。

第十九条 国内個人が国内で批准を経て外貨保険業務を営する保険経営機構に外貨保険料を

支払う場合、保険契約書、保険経営機構の支払い通知書をもって外貨購入、外貨支払い手続きを行う。

国内個人が保険金受け取り人として得た外貨保険の賠償または給付された保険金は、本人の外貨預金口座に振り込むこともでき、人民元転することもできる。

第二十条 外国に移住した国内個人の合法的移民身分取得前の国内財産の対外移転及び外国公民が法に従い継承した国内遺産の国外移転は《個人財産の対外移転及び人民元転・支払管理暫定弁法》などの関連規定に従い手続きを行う。

第二十一条 国外個人が国内での商品家屋売買及び株式譲渡などを通じた国内不動産企業買収に係る外貨管理は《国家外貨管理局、建設部：不動産市場外貨管理規範化の関連問題に関する通知》等の関連規定に従い手続きを行う。

第二十二条 国外個人は関連規定に従い、国内B株を購入することができる。その他国内で発行及び流通する各種金融商品への投資は、有資格の国外機構の投資者を通じて手続きを行わなければならない。

第二十三条 人民元資本項目の両替可能の進展に基づいて、徐々に国内個人の国外貸付、国外借入、担保及び国外商品先物、金融デリバティブ商品取引の管理を開放してゆくが、具体的な弁法については別途制定する。

第四章 個人外貨口座及び外貨現金管理

第二十四条 外貨局は口座の主体別及び取引性質により個人外貨口座に対し管理をおこなう。銀行は、個人の外貨口座開設にあたり国内個人と国外個人に区別しなければならない。口座は取引性質により外貨決済口座、外貨預金口座、資本項目口座に区分する。

第二十五条 外貨決済口座とは個人の対外貿易経営者、個人経営の商工業者が規定に従い開設する、経常項目下の経営性外貨収支を取り扱う口座である。その開設、使用、閉鎖は機構の口座ごとに管理をおこなう。

第二十六条 個人が銀行で外貨預金口座を開設するには、本人の有効な身分証明書を提示し、開設する口座名は本人の有効な身分証明書に記載されている名称と一致していなければならない。

第二十七条 個人が外国投資者投資専用口座、特殊目的会社専用口座及び投資合併買収専用口座など資本項目外貨口座開設及び口座資金の国内振替、国外送金をおこなうには、外貨局の認可を経なければならない。

第二十八条 個人外貨預金口座資金の国内振替は以下の規定に従い手続きを行う。

- (1) 本人口座間の資金振替は、有効な身分証明書をもって手続きを行う。
- (2) 個人と直系親族口座間の資金振替は、双方の有効な身分証明書、直系親族証明書をもって手続きを行う。
- (3) 国内個人と国外個人口座間の資金振替は、クロスボーダー取引に従い管理する。

第二十九条 本人の外貨決済口座と外貨預金口座間で資金を振替ることはできるが、外貨預金口座から外貨決済口座への振込みは当日の対外支払いのみとし、振替てから人民元転することはできない。

第三十条 個人の外貨現金引き出しの当日累計額が1万ドル相当額以下の場合、銀行で直接手続

きをすることができる。上述の金額を超える場合は、本人の有効な身分証明書と、現金引き出し用途証明などの資料を銀行所在地の外貨局に事前届け出をする必要がある。銀行は本人の有効な身分証明書と外貨局の押印のある《外貨現金引き出し備案表》(付属1)があることを確認して、個人外貨引き出しの手続きを行う。

第三十一条 個人が外貨預金口座に外貨現金を預け入れる際、当日の累計額が5000米ドル相当額以下の場合は、銀行で直接手続きをすることができる。上述の金額を超える場合は、本人の有効な身分証明書、税関の押印のある《中華人民共和國税関入国旅客荷物物品申告票》または、本人の預金銀行の外貨現金引き出し証をもって銀行で手続きを行う。銀行は関連書類上に預金銀行名称、預金金額及び預金日を明記しなければならない。

第五章 個人外貨買取・売渡管理情報システム

第三十二条 外貨買取・売渡業務経営資格を有し、且つすでに個人外貨買取・売渡システムに接続し使用している銀行は、直接個人外貨買取・売渡システムを通じて個人外貨買取・売渡業務を行う。

第三十三条 各銀行本部及び分支機構で個人外貨買取・売渡システム接続を申請する場合、個人外貨人民元転・売渡管理情報システム技術接続条件(付属文書2)を満たし、研修を経た技術担当と操作担当を有し、且つシステムの正常な稼動を維持することができなければならない。

第三十四条 銀行は、規定に従い個人外貨買取・売渡システム銀行ネットワークポイント情報登記表に記入し、外貨局にシステム接続申請を提出しなければならない。外貨局は銀行の申請に対し検収を行い、合格後参入を許可する。

第三十五条 以下の状況を除き、銀行の個人外貨人民元転・売渡業務手続はすべて個人外貨買取・売渡システムに組み入れなければならない。

- (1) 外貨両替店で発生した外貨人民元転・売渡
- (2) 銀行カウンターでの外貨端数買取、利息買取などの100米ドル相当額以下の外貨買取
- (3) 外貨カードの国内使用分の買取
- (4) 国内カードのATM使用による人民元現金引き出し
- (5) 国内カードの国外での外貨購入による返済

第三十六条 銀行は、個人の外貨人民元転・売渡業務を取り扱う際、以下の流れで手続きを行わなければならない。

- (1) 個人外貨買取・売渡システムで個人の外貨人民元転・売渡状況を照会する。
- (2) 規定に従い個人が提出する証明資料を審査する。
- (3) 個人外貨買取・売渡システムで逐一買取・売渡業務データを記録する。
- (4) 個人外貨買取・売渡システムで「外貨人民元転・売渡通知書」をプリントアウトし、会計証明として後の検査のための保管用とする。

第三十七条 外貨局は管轄内銀行業務操作の制度面及び業務データ記録の完全性及び正確な考査と検査に責任を負う。

第六章 附則

第三十八条 個人は、その直系親族に委託した年度総額内での外貨購入、人民元転手続きは、それぞれ委託者と受託者の有効な身分証明書、委託者の授権書、直系親族関係証明書を提出しなければならない。その他の状況で代理をする場合は、双方の有効な身分証明書、授権書のほかに、本細則に規定する関連証明資料を提出しなければならない。

直系親族とは父母、子女、配偶者を指す。直系親族証明書とは直系親族であることを証明できる戸籍簿、結婚証または弁事処などの政府末端組織または公安部門、公証部門が発行した有効な親族関係証明を指す。

第三十九条 《個人外貨管理弁法》及び本細則に違反した場合、外貨局は《中華人民共和国外貨管理条例》及びその他の関連規定に基づき処罰を行う。《中華人民共和国外貨管理条例》及びその他の関連規定で明確に規定されていないものについては、銀行と個人に対してはそれぞれ3万元、1000元の罰金を科す。

第四十条 本細則は国家外貨管理局が解釈の責任を負う。

第四十一条 本細則は2007年2月1日より施行する。

(仮訳: 日綜(上海)投資諮詢有限公司)